

2025年2月27日

各 位

会 社 名 アステナホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 瀬戸口 智
(コード番号 8095 東証プライム市場)
問 合 せ 先 財 務 企 画 部 長 上 山 勇
(TEL.03-3279-0481)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025年3月25日
(2) 発行する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 114,734 株
(3) 発 行 価 額	1株につき434円
(4) 発 行 総 額	49,794,556円
(5) 株式の割当ての 対象者及びその 人数並びに割り 当てる株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 55,297株 当社の常務執行役員 5名 13,822株 当社子会社の取締役 10名 45,615株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2017年1月24日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「対象取締役」といいます。)及び当社子会社の取締役に対して、グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役及び当社子会社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、2017年2月24日開催の第77期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額70百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、2022年2月25日開催の取締役会において、対象取締役及び常務執行役員並びに当社子会社の取締役（以下「対象取締役等」と総称します。）が、長期的に株主の皆様と同じ視点で当社グループの企業価値向上を志向し、株主の皆様との平等性や企業ガバナンスの透明度を一層高めていくことを目的として、本制度の内容を一部改定することを決議し、2022年2月25日開催の第82回定時株主総会において、対象取締役に付与する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、「本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任後、最初に到来する3月1日の直後の時点までの間」に改定すること及び、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年146,000株以内に変更するとともに、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭債権の総額を年額70百万円以内から年額76百万円以内に変更することについてご承認をいただいております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

なお、同じく2017年2月24日開催の第77期定時株主総会において導入のご承認をいただいております業績連動報酬としての信託型株式報酬制度につきましては、業績目標未達成のため、前事業年度に係るポイントは付与しておりません。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、指名報酬諮問委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計49,794,556円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式114,734株を付与することといたしました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等18名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年3月25日（以下「本払込期日」という。）より当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職後、最初に到来する3月1日の直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本払込期日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職を除く。）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職後、最初に到来する3月1日の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

ただし、上記の定めにかかわらず、対象取締役等が、2026年3月1日の直前までに、死亡により退任又は退職した場合には、当社は当然に、その時点において保有する本割当株式の全部を無償取得する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点（ただし、死亡による退任又は退職を除く。）において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

死亡による退任又は退職が2026年3月1日以後の時点である場合の解除対象となる株式数は、対象取締役等の死亡時点において保有する本割当株式の数とする。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合

には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前の時点が2026年3月1日までである場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前の時点において、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象取締役等に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第86期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、忝意性を排除した価額とするため、2025年2月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である434円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上